

令和 9 年度 保育所・認定こども園(保育部分2号・3号)及び公立 1 号 利用申込案内

■受付日時 令和 8 年 11 月 11 日 (水) 午前 9 時～午後 3 時 30 分 (予約必須)

※ 0 歳児、1 歳児は、上記のほか有田市役所こども課窓口でも受付が可能です。

受付期間：10 月 29 日 (木)～11 月 10 日(火) ※平日のみ・予約不要

■受付場所 子育て世代活動支援センターWaku Waku

有田市箕島 27 (文化福祉センター内) 電話 0737-83-1470

※駐車の際は市民駐車場(国道 480 号線沿い)をご利用ください。

※当日は休館日のため、申請受付のみとなります。館内施設のご利用はできません。

■事前予約 右記二次元コードを読み取るか、下記 URL よりご予約ください。

<https://logoform.jp/form/GigN/1767936>

事前予約は令和 8 年 10 月 1 日より開始いたします。



予約フォーム

■申込要件 ①保護者及び児童が有田市民であること

(申込時点で市民でない方は、利用開始日までに住民異動ができること)

②保育を必要とする事由(※1)に該当すること

■受付対象 令和 9 年 7 月までに入所を希望される方

※育児休業後、職場復帰される方のみ令和 9 年 1 2 月の入所まで受け付けます。

■必要書類 ①保育所等利用申込書

②就労証明書等

③アンケート(2 歳児以上)

※様式は市ホームページに掲載しています。



市ホームページ

■今後の受付時期

令和 9 年 8 月入所～12 月入所 →令和 9 年 4 月 1 日より受付

令和 10 年 1 月入所～3 月入所 →令和 9 年 7 月 1 日より受付

<注意事項>

- ・ 2 歳児以上のお子さんについてはご家庭での様子をお伺いしますので、必ずお子さんと一緒にお越しください。

※受付日に申込みができない場合、11 月 12 日以降にこども課窓口でお申込みください。

※受付日以降は先着順で入所調整を行います。

◆令和 9 年度年齢別クラス

令和 9 年 4 月 1 日現在の年齢でクラスが決まります。

クラス	生年月日
0 歳児	令和 8 年 4 月 2 日～
1 歳児	令和 7 年 4 月 2 日～令和 8 年 4 月 1 日
2 歳児	令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日
3 歳児	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日
4 歳児	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日
5 歳児	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日

◆市内の教育・保育施設（認定こども園）

【私立】初島幼稚園・ぶっとく幼稚園・レイモンドみやはらこども園

【公立】保田保育所・古江見保育所・そとはま保育所

施設名	受入児童	開園時間	土曜保育	電話番号
(私)初島幼稚園	0 歳児～	7:30～18:30	7:30～18:30	82-2828
(私)ぶっとく幼稚園	1 歳児～	7:00～18:00	8:00～11:30	82-2663
(私)レイモンド みやはらこども園	生後 57 日目～	7:00～19:00	7:00～19:00	06-6926-4719
(公)保田保育所	0 歳児～	7:00～19:00	7:00～17:15	82-3969
(公)古江見保育所	2 歳児～	7:30～18:30	—	83-3298
(公)そとはま保育所	0 歳児～		—	82-2865

※土曜保育の利用には土曜日に就労していると分かる就労証明書が必要です。

※古江見保育所、そとはま保育所を利用している場合でも、保田保育所の土曜保育を利用することができます。

・認定こども園

教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

また、地域の子育て家庭を対象に、親子集いの場の提供などの子育て支援も行います。

※初島幼稚園は令和 6 年度、ぶっとく幼稚園は令和 7 年度に認定こども園に移行しました。

※令和 9 年 4 月 1 日に開園するレイモンドみやはらこども園は認定こども園です。

※公立保育所は令和 9 年 4 月 1 日から認定こども園に移行予定です。

◆公立保育所の認定こども園化・民営化について

令和 9 年度より、公立保育所が認定こども園に移行します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



◆入所の審査

保育を必要とする度合いや家庭の状況等を総合的に審査し、以下の優先順位のもとで入所調整を行います。

定員を超過した場合、優先度が同程度のケースは抽選となりますのでご了承ください。

- ① 前年度から入所している子ども
- ② 受付日に申込をした子ども
- ③ 受付日以降 12 月末までに申込をした子ども
- ④ 他市町在住で入所を希望する子ども

◆利用申込の手続き・流れ

- ① 11 月 11 日 令和 9 年度一斉申込
- ② 1 月中旬 入所内定通知送付
- ③ 2 月中 健康診断（保育所）
- ④ 3 月中旬 入所決定通知送付
- ⑤ 4 月上旬 入所式・入園式、保育料・副食費（4 月～8 月分）決定通知送付

◆1号認定で利用を希望される方

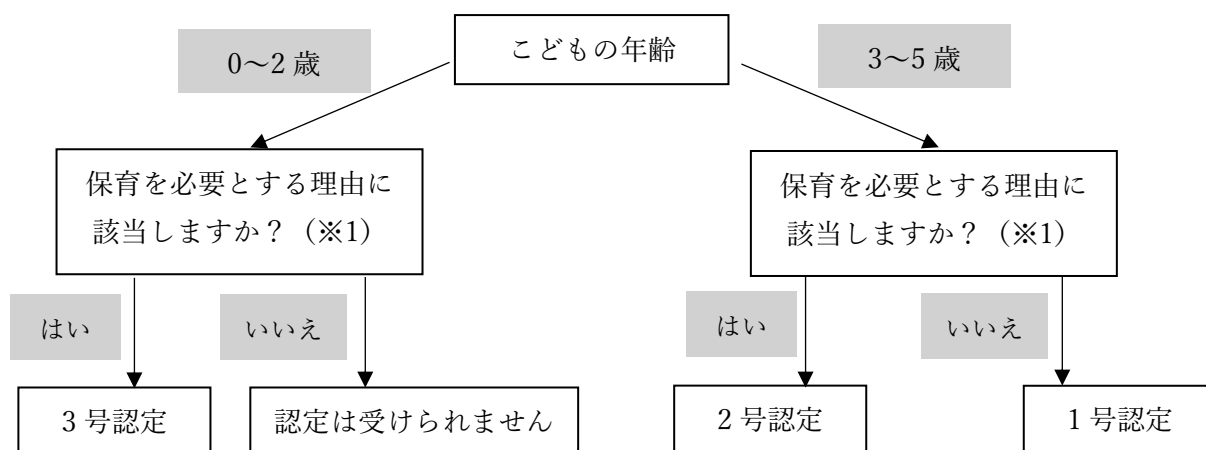
私立施設を希望される方は各認定こども園（初島幼稚園・ぶっとく幼稚園・レイモンドみやはらこども園）へ直接お申込みください。

公立施設を希望される方は、市役所こども課までお申込みください。

就労証明書等の提出は不要です。

◆「認定」とは

保育所・認定こども園等を利用するために、認定を受ける必要があります。



◆保育を必要とする事由（※1）・認定有効期間

保育を必要とする事由	認定有効期間	必要書類 (父母それぞれ必要)
就労	就労開始日の前月～	就労証明書（事業主の証明）
妊娠・出産	出産予定日の2ヶ月前～ 出産日の8週間後の月末	母子手帳の写し（氏名と出産予定 日記載のページ）
保護者の疾病・障害	治療に必要な期間	医師の診断書（治療期間を明記し たもの）または身体障害者手帳の 写し
同居親族の介護・看護	介護・看護に必要な期間	
災害復旧	必要な期間	り災証明
求職活動	90日間	求職活動支援機関等利用証明書 （ハローワークの証明）
就学	就学開始日の前月～ 卒業（就労）	学生証の写し（入学予定の場合は 合格通知書の写し）
虐待やDVのおそれがある こと	必要な期間	—
育児休業取得中の継続利用	～復帰日	復帰日が記載された就労証明書

◆認定区分表

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	満3歳以上 (満3歳誕生日の前日から) ※注意※	満3歳以上 (満3歳誕生日の前日から)	生後6ヶ月～満3歳未満 (満3歳誕生日の前々日まで)
保育の必要性	なし	あり	
教育・保育時間	【教育標準時間】 1日に4時間を標準 として各施設が定め る時間の利用が可能	【保育標準時間】 1日最長11時間の利用が可能 (就労の場合は月120時間以上の就労) 【保育短時間】 1日最長8時間の利用が可能 (就労の場合は月48～120時間未満の就労)	
利用者負担額 (保育利用料)	無償	保育料基準額表（※2）を参照 (3歳児クラス以上は無償)	
副食費 (おかず、おやつ等)	世帯の市民税に 応じて算定	0歳児クラス～2歳児クラスまでは利用者負担額 (保育利用料)に含む 3歳児クラス以上は世帯の市民税に 応じて算定	

※注意※ 有田市立認定こども園は3歳の誕生日を迎えた次の4月1日から利用が可能です。

令和8年度保育料基準額表(※2) (令和8年4月1日現在)

階層	階層区分			保育料（月額） 単位:円				
				3歳児未満		3歳児以上		
				保育 標準 時間	保育 短 時間	保育 標準 時間	保育 短 時間	
1	生活保護世帯			0		0		
2	市町村民税非課税世帯			0		0		
3	市 町 村 民 税 所 得 割 合 算 額	48,600 円未満	要保護世帯等	8,200		0		
			上記以外	15,000		0		
4		48,600 円以上 77,101 円未満	要保護世帯等	8,200		0		
			上記以外	25,000		0		
		77,101 円以上 97,000 円未満			25,000		0	
		5	97,000 円以上 169,000 円未満			30,000		0
6		169,000 円以上 301,000 円未満			37,000		0	
7		301,000 円以上 397,000 円未満			40,000		0	
8		397,000 円以上			44,000		0	

▼0～2歳児 給食費は保育料に含まれています。

▼3～5歳児 主食分（ごはん・パン等）・副食分（おかず・おやつ等）の給食費をお支払いいただきます。

※年収 360 万円未満相当世帯の児童とすべての世帯の第3子以降の児童については、副食費が免除されます。

【注1】 4～8月分の保育料は、前年度の市民税で、9～3月分の保育料は当該年度の市民税で算定します。

【注2】 要保護世帯等とは、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する場合をいいます。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- (3) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (4) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
- (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (8) その他市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認めた者

【注 3】外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等の適用は行いません。

▼下記に該当する方は、保育料が軽減されます。

1. 多子世帯で市民税所得割額が 57,700 円未満の場合

3 階層・4 階層（所得割課税額が 57,700 円未満に限る）に該当する世帯であって、保護者と生計を一にする児童が 2 人以上いる場合は、最年長の児童から順に 2 人目を半額（下記の「※ 紀州っ子いっぱいサポート」を申請することで 0 円となります。）とし、3 人目以降については 0 円とします。

2. 要保護世帯等で、かつ多子世帯で市民税所得割課税額が 77,101 円未満の場合

要保護世帯等で、かつ 3 階層・4 階層（所得割課税額が 77,101 円未満）に該当する世帯について、保護者と生計を一にする児童が 2 人以上いる場合は、最年長の児童から順に 2 人目以降については 0 円とします。

3. 2 人以上の児童が施設・事業所等を同時に利用する場合

保護者と生計を一にする小学校就学前児童が、2 人以上同時に下記の施設・事業所等を利用する場合は、利用する児童のうち最年長の児童から順に 2 人目を半額とし、3 人目以降については 0 円とします。

紀州っ子いっぱいサポート

①第 3 子以降

保護者と生計を一にする児童が 3 人以上いる場合、年齢の高い順に数えて 3 人目以降については 0 円とします。（申請書の提出が必要です）

②第 2 子

保護者と生計を一にする児童で 3 階層・4 階層（所得割課税額が 57,700 円未満に限る）世帯の第 2 子については 0 円とします。（申請書の提出が必要です）